

【EU】EU 庇護機関設置規則

調査企画課 濱野 恵

* 2021 年 12 月、EU の難民等の庇護に関する政策の実施において EU 加盟国を支援する欧州庇護事務所 (EASO) の権限を拡大し、EU 庇護機関 (EUAA) に改組する規則が制定された。

1 背景・経緯

欧州庇護事務所 (European Asylum Support Office: EASO) は、難民等の庇護に関する EU 加盟国 (以下「加盟国」) 間の協力促進や、庇護申請者の受入れに関し多大な負担がかかっている加盟国への支援等を目的として、2010 年に設置され (Regulation (EU) No 439/2010)、その活動は、2011 年 2 月に開始された。

2015 年から 2016 年にかけて、シリアでの内戦激化に伴い、同国をはじめとした中東や北アフリカ諸国から欧州への人の流入が激増した (「欧州難民危機」)。欧州庇護事務所は、加盟国からの支援ニーズに合わせて、任務の範囲を拡大してきたが、こうした拡大が十分な法的根拠なく行われてきたとの批判や、人材・資金不足等の問題点が指摘されていた。

こうした状況を受け、2016 年 5 月、欧州委員会は、欧州庇護事務所の権限を拡大し、EU 庇護機関 (European Union Agency for Asylum: EUAA) に改組する規則案 (COM(2016) 271) を欧州議会及び EU 理事会に提出した。2017 年 6 月には、欧州委員会、欧州議会、EU 理事会による規則案の修正内容に関する非公式合意が成立したが、EU 理事会が、関連する庇護関係立法を一括採択するとの立場を表明したため、同規則案の正式採択は保留されていた。

2020 年 9 月、欧州委員会は「移民及び難民に関する新協定」 (COM(2020) 609) を公表し、この中で、EU 庇護機関規則案の速やかな採択を要請した。これを受けて、規則案に関する協議が再開され、2021 年 6 月、欧州委員会、欧州議会、EU 理事会による新たな非公式合意が成立した。規則案は、同年 11 月に欧州議会、同年 12 月に EU 理事会で正式に採択され、同月、「EU 庇護機関について規定し、規則 (EU) No 439/2010 を廃止する 2021 年 12 月 15 日の欧州議会及び理事会の規則 (EU) 2021/2303」¹ (以下「EU 庇護機関設置規則」) として制定された。

同規則は、モニタリング等に関する一部の規定を除き、2022 年 1 月 19 日に施行され (第 73 条)、EU 庇護機関も同日に発足した。同機関の拠点は、マルタ共和国である (第 59 条)。

2 EU 庇護機関設置規則の概要

(1) 構成及び施行日

EU 庇護機関規則は、全 10 章 73 か条と附則 2 部から成る。第 1 章 (第 1 条～第 3 条) は規則の目的及び任務、第 2 章 (第 4 条～第 8 条) は加盟国との実務協力及び情報交換、第 3 章 (第 9 条～第 12 条) は庇護申請者の出身国に関する情報収集と分析、第 4 章 (第 13 条) は庇護政策に関する EU 法の運用基準等の策定、第 5 条 (第 14 条～第 15 条) は欧州共通の庇護政策の

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022 年 4 月 5 日である。

¹ Regulation (EU) 2021/2303 of the European Parliament and of the Council of 15 December 2021 on the European Union Agency for Asylum and repealing Regulation (EU) No 439/2010 [2021] OJ L468/1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2021/2303/oj>>

モニタリング、第6章（第16条～第28条）は加盟国への支援、第7章（第29条～第38条）は個人データ保護や国際機関等との協力、第8章（第39条～第51条）は組織構成、第9章（第52条～第56条）は財政、第10章（第57条～第73条）は施行日等を定める。

（2）目的（第1章）

EU 庇護機関は、難民等の庇護に関する EU 法の加盟国における効果的かつ均一な適用を確保することに貢献し、欧州共通の庇護制度の実施における加盟国の活動を支援し、庇護に関する専門知識の収集や提供等において中心的な役割を果たす（第1条）。

（3）情報収集及び分析（第2章、第3章）

EU 庇護機関は、EU 域内及び EU に影響を及ぼす可能性のある EU 域外の第三国における庇護の状況に関して情報を収集・分析する（第5条）。同機関は、庇護申請者の出身国の状況を分析し（第11条）、「安全な出身国」²及び「安全な第三国」³の概念の適用に関して、情報提供及び分析を行い、欧州委員会及び加盟国を支援する（第12条）。

（4）加盟国等への支援（第4章、第6章）

EU 庇護機関は、加盟国に対し、庇護申請の受理・登録の支援、受入施設の立上げ等への助言、庇護支援チームの派遣による支援等を実施する（第16条）。

庇護支援チームは、EU 庇護機関所属の専門家、加盟国の専門家等で構成される。庇護支援チーム派遣に備え、少なくとも 500 人の専門家を常時派遣可能な状態とすることとし、このために、各加盟国は、各加盟国に割り当てられた人数（EU 庇護機関設置規則の附則 I で規定）の専門家が常時派遣可能であるようにしなければならない（第19条）。

（5）モニタリング（第5章）

EU 庇護機関は、加盟国に対し、庇護申請の審査をどの加盟国が行うかを決定する方法、審査手続、翻訳・通訳等を含む職員の充足状況、受入れのための設備の状況等を含む庇護制度のモニタリングを実施する（第14条）。各加盟国は、少なくとも 5 年に 1 回、モニタリングの対象となる。EU 庇護機関は、モニタリング結果と加盟国の意見を踏まえ、加盟国が採るべき措置等を示した勧告を欧州議会に提出する。加盟国が勧告に示した措置を実施せず、欧州共通の庇護制度に深刻な影響が及ぶ場合、欧州委員会は、当該加盟国に対し、改善措置を示した勧告を发出し、必要に応じ、当該加盟国を支援するために EU 庇護機関が採るべき措置を示す（第15条）。

（6）組織構成等（第8章～第10章）

EU 庇護機関は、同機関の施策の全般的な方向性を決定する管理委員会、同機関の任務遂行を指揮する事務局長、これを補佐する副事務局長、同機関の全ての活動が基本権を尊重したものとなるようにし、基本権侵害に関する苦情受付制度の運営に責任を負う基本権官吏（fundamental rights officer）、市民社会組織等との情報共有を促進する諮問フォーラムにより、管理・運営される（第39条）。

² EU 共通の庇護手続について定める手続指令（Directive 2013/32/EU）は、「安全な出身国（safe country of origin）」を、迫害、拷問、武力紛争下の無差別攻撃等が行われる状況にはない等の要件を満たす国とし、該当国の出身者からの申請の審査手続を迅速化できると規定する。このような迅速化された手続は、申請内容が虚偽である等の理由で申請が却下される可能性が高い場合に適用されるものである。 Joanna Apap and Anita Orav, “Safe countries of origin,” *Briefing*, 2015.10, p.4. European Parliament website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2015/569008/EPRS_BRI\(2015\)569008_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2015/569008/EPRS_BRI(2015)569008_EN.pdf)>

³ 手続指令は、「安全な第三国（safe third country）」を、迫害等が行われる状況がなく、出身国への送還の危険もなく、申請者が庇護申請を行えば難民として認定される可能性がある等の要件を満たす第三国とし、該当する第三国を経由して EU に入域した者からの申請については、申請を不受理とできると規定している。